



欧州委員会 (EUROPEAN COMMISSION)

司法総局 (DIRECTORATE-GENERAL JUSTICE)

C局 (Directorate C) : 基本的権利及び欧州連合市民権

ユニットC.3 (Unit C.3) : データ保護

欧州委員会決定 C (2004) 5271 (Commission Decision C(2004)5271)

SET II

EU データ保護指令 (Directive 95/46/EC) 第 26 条 2 項に関する、共同体から十分なレベルの保護を確保していない第三国への個人データの移転に関する標準契約条項 (管理者-管理者間の移転)

データ移転契約

当事者

..... (名称)

..... (住所及び設立国)

以下「データ輸出者」という。

及び

..... (名称)

..... (住所及び設立国)

以下「データ輸入者」という。

また、各々を「各当事者」、両者を合わせて「両当事者」という。

定義

本契約条項において、以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

- a) 「個人データ」「特別カテゴリーのデータ/センシティブ・データ」「処理」「管理者」「処理者」「データ主体」及び「監督当局」は、1995年10月24日の指令 (Directive 95/46/EC) における定義と同じ意味を有する (したがって「当局」は、データ輸出者が設立された国において、データ保護に関する管轄を有する当局を意味する。)
- b) 「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味する。

- c) 「データ輸入者」とは、本契約条項の条件に従い更にデータ処理を行うため、データ輸出者から個人データを受領することに同意した管理者であり、十分な保護を確保する第三国の制度に服さない者を意味する。
- d) 「本契約条項」とは、両当事者が別個の商業契約に基づき設定した営利事業に関する条件を含まない独立の文書である本契約の条項を意味する。

データ移転の詳細（及び対象となる個人データ）は、付属書類 B（同付属書類は、本契約条項の不可分な一部を構成する。）において特定される。

I. データ輸出者の義務

データ輸出者は、以下を保証し、約束する。

- a) 個人データの収集、処理及び移転は、データ輸出者に適用される法令に従い行われていること。
- b) データ輸入者が本契約に基づく法的義務を履行する能力を有すると判断するために合理的努力を尽くしていること。
- c) データ輸入者からの要請に応じ、データ輸出者の設立国におけるデータ保護法令又は参考資料（該当するものがある場合。なお、法的助言は含まれない。）のコピーをデータ輸入者に提供すること。
- d) データ輸入者による個人データの処理に関するデータ主体及び当局からの質問に回答すること。ただし、両当事者により、データ輸入者が回答する旨の合意が行われている場合を除く。かかる合意が存在する場合でも、データ輸出者は、データ輸入者に回答する意思又は能力がない場合は、データ輸入者が合理的に利用することのできる情報を用い、合理的に可能な範囲内で回答を行う。回答は、合理的期間内に行われる。
- e) 要請に応じ、第三条における第三受益者に該当するデータ主体に、本契約条項のコピー1部を提供すること。ただし、本契約条項に秘密情報が含まれる場合を除く。この場合、データ輸入者は、当該情報を削除することができる。情報が削除された場合、データ輸出者は、データ主体に対し、除去の理由及びデータ主体には当該除去を当局に知らせる権利があることを書面で通知するものとする。ただし、データ主体が除去された秘密情報の秘密保持の遵守をすることに同意している限り、データ輸出者は、データ主体による本契約条項の全文へのアクセス権に関する当局の決定に従うものとする。データ輸出者は、要請に応じ、当局にも本契約条項のコピーを1部提供するものとする。

II. データ輸入者の義務

データ輸入者は、以下を保証し、約束する。

- a) 個人データを偶発的又は違法な破壊、偶発的な喪失、変更、不正開示又はアクセスから保護するための適切な技術的対策及び組織的対策を講じ、処理及び処理されるデータの本質により生じるリスクを回避できるよう適切なレベルのセキュリティを提供すること。
- b) データ輸出者が個人データへのアクセス権限を付与する第三者（処理者を含む。）が個人データの秘密及びセキュリティを尊重及び保持できるような手続きを構築すること。データ輸入者の権限に基づき行為する者（データ処理者を含む。）は、もっぱら当該データ輸入者の指示に基づき個人データの処理を行う義務を負うものとする。ただし、本条項は、法律又は規則により、個人データへのアクセス権限を付与され、又は個人データへのアクセスが要求される者には適用されない。
- c) 本契約条項を締結する時点で、本契約条項で定められた保証に実質的に悪影響を及ぼしうる地域法が存在すると信じる理由はないこと。また、かかる法律を認識するに至った場合は、データ輸出者に通知すること（データ輸出者は、要請に応じて当該通知を当局に伝える。）。
- d) 付属書類 B に記載された目的のために個人データを処理すること。また、本契約条項に規定された保証を行う法的権限及び本契約条項に規定された義務を履行する法的権限を有すること。
- e) 個人データの処理に関する質問に回答する権限を有するデータ輸入者の担当窓口を、データ輸出者に明らかにすること。また、かかる全ての質問に関し、合理的期間内に、データ輸出者、データ主

体及び当局と誠実に協力すること。データ輸出者が解散した場合、又は両当事者が合意した場合、データ輸入者は、第 I 条(e)項の条項を遵守する責任を負う。

- f) データ輸出者の要請に応じ、第 III 条に基づく責任を履行するのに必要な財源を有する証拠をデータ輸出者に提供すること (保険の保障内容を含みうる。)
- g) データ輸出者の合理的要請に応じ、本契約条項に規定されている保証及び義務の遵守を確認するため、データ輸出者 (又は、データ輸出者が選定する独立したもしくは公平な検査機関もしくは監査人であり、データ輸入者から合理的な異議申し立てがされていない者) が合理的な通知をした上で、通常の営業時間内に実施する調査、監査及び/又は確認のために、処理に必要なデータ処理設備、データ・ファイル及びドキュメンテーションを提出すること。上記要請を行うには、データ輸入者の国内の規制当局又は監督当局から、同意又は承認を受ける必要がある場合はそれに従い、データ輸入者は、かかる同意又は承認を適時に取得するよう努める。
- h) データ輸入者は、自身の選択により、以下のいずれかに従って個人データを処理すること。
 - i. データ輸出者が設立された国におけるデータ保護法令。又は、
 - ii. Directive 95/46/EC の第 25 条 6 項に基づく欧州委員会決定の関連条項¹ (データ輸入者が、かかる認定又は決定の関連条項を遵守し、かかる認定又は決定に関係する国を拠点としているが、個人データの移転に関しては、かかる認定又は決定の対象に含まれていない場合²。)
 - iii. 付属書類 A に規定されたデータ処理方針。

データ輸入者は、いずれの選択肢を選択するか示すこと :

データ輸入者のイニシャル :;

- i) 欧州経済領域 (European Economic Area (EEA)) の外に拠点を置く第三者データ管理者に対し、個人データを開示又は移転しないこと。ただし、データ輸入者がデータ輸出者に対して当該移転に関する通知を行い、かつ、以下のいずれかに該当する事由が存在する場合を除く。
 - i. 当該第三者データ管理者が、第三国が十分な保護措置を講じているという欧州委員会の決定に従い、個人データを処理すること。
 - ii. 当該第三者データ管理者が、本契約条項又はその他のデータ移転契約 (EU の管轄当局の承認を受けたもの) の署名者になること。
 - iii. データ主体が、当該移転の目的、受領者のカテゴリー及びデータの輸出先となる国に異なるデータ保護基準が存在する可能性があるという事実の通知を受けた上で、異議を述べる機会が付与されたこと。又は、

¹ 「関連条項」とは、一切の認定又は決定に関する強制条項 (これは、本契約条項に準拠する。) を除く、認定又は決定の条項を意味する。

² ただし、この選択肢が選ばれた場合、付属書類 A 第 5 条の規定 (アクセス権、修正、削除及び異議を述べる権利に関する規定) が適用され、この規定は、それに相当する選定された委員会決定の条項に優先されるものとする。

- iv. センシティブ・データの転送に関して、データ主体が当該転送について、明確な同意を与えたこと。

III. 法的責任及び第三者の権利

- a) 各当事者は、本契約条項のいずれかに違反したことにより生じた損害について、他方当事者に対し法的責任を負うものとする。両当事者間の法的責任は、実際に発生した損害に限定される。懲罰的損害（すなわち、不法な行為について、一方当事者を罰することを目的とする損害賠償）は、明示的に排除される。各当事者は、本契約条項に基づく第三者の権利を侵害したことにより生じた損害について、データ主体に対し法的責任を負うものとする。これは、自国のデータ保護法に基づくデータ輸出者の法的責任に影響を与えない。
- b) 両当事者は、データ主体が、自身の個人データに関して、データ輸出者又はデータ輸入者による契約上の義務違反に対し、第三受益者として、データ輸出者又はデータ輸入者を相手取り、本条、第 I 条(b)項、第 I 条(d)項、第 I 条(e)項、第 II 条(a)項、第 II 条(c)項、第 II 条(d)項、第 II 条(e)項、第 II 条(h)項、第 II 条(i)項、第 III 条(a)項、第 V 条、第 VI 条(d)項及び第 VII 条を強制する権利を有すること、また、この場合の裁判管轄をデータ輸出者の設立国とすることに同意する。データ輸入者の違反の申し立てが発生した場合、データ主体は、まず最初に、自らの権利をデータ輸入者に対して強制する適切な措置を講じるようデータ輸出者に要請しなければならない。データ輸出者が合理的期間内（通常は、1 か月以内）にかかる措置を講じない場合、データ主体は、直接、自身の権利をデータ輸入者に強制することができる。データ主体は、データ輸入者に本契約条項に基づく法的義務を履行する能力があると判断するに際して合理的努力を尽くすことを怠ったデータ輸出者に対し、直接訴訟を提起することができる（データ輸出者は、自身が合理的な努力を尽くしたことの立証責任を負う。）。

IV. 本契約条項の準拠法

本契約条項は、データ輸出者が設立された国の法律に準拠するものとする。ただし、データ輸入者による第 II 条(h)項に基づく個人データ処理に関する法令を例外とする（かかる法令は、同条に基づきデータ輸入者が当該法令を選択した場合に限り適用される。）。

V. データ主体又は当局との紛争解決

- a) データ主体又は当局から、個人データの処理に関し、当事者の一方又は両当事者に対して紛争又は苦情が提起された場合、両当事者は、かかる紛争又は主張について相互に通知し、これらを適時に友好的に解決することに向けて協力する。
- b) 両当事者は、データ主体又は当局が申し立てを行った、拘束力を有しない一般的に利用可能な調停手続きに応じることに同意する。両当事者がこの手続きに参加する場合、両当事者は、遠隔地からの参加を選択することができる（電話又はその他の電子的方法等による参加）。両当事者は、データ保護に関する紛争について提起されたその他の仲裁、調停又それ以外の紛争解決手続への参加についても検討することに同意する。
- c) 各当事者は、データ輸出者の設立国の管轄権を有する裁判所の決定又は当局の決定に従うものとする。これらの決定は最終的であり、上訴は認められない。

VI. 終了

- a) データ輸入者が、本契約条項に基づく義務に違反した場合、データ輸出者は、当該違反が是正されるまで、又は本契約が解除されるまでの間、データ輸入者に対する個人データの移転を一時的に停止することができる。

- b) 以下のいずれかの事由が生じた場合、データ輸出者は、データ輸入者に対して有するその他の権利に影響を与えることなく、本契約を解除する権利を有するものとする。この場合、必要に応じて、当局に通知が行われるものとする。
- i. データ輸出者からデータ輸入者に対する個人データの移転が、(a)項に基づき、1 か月を超えて一時的に停止された場合。
 - ii. データ輸入者が本契約条項を遵守することにより、データ輸入者が、輸入国の法律又は規則に基づく義務に違反することとなる場合。
 - iii. データ輸入者が本契約条項で行った保証又は約束に、実質的又は継続的に違反している場合。
 - iv. データ輸出者の設立国における管轄裁判所又は当局による上訴不能な最終決定において、データ輸入者又はデータ輸出者による本契約条項違反があったものと判断された場合。又は、
 - v. データ輸入者の処罰又は清算の申し立てが行われ（個人又は事業者のいずれの資格で申し立てられたかを問わない。）、当該申し立てが適用法における棄却期間内に棄却されなかった場合。解散命令が発令された場合。データ輸入者のいずれかの財産に、財産保全管理人が選任された場合。データ輸入者が個人である場合に、破産管財人が選任されたとき。データ輸入者が会社任意整理を開始した場合。又は、いずれかの法域において、これらに相当する事由が生じた場合。

上記(i)、(ii)又は(iv)に該当する場合は、データ輸入者も本契約を解除することができる。

- c) (i)欧州委員会が、データが移転され、データ輸入者による処理が行われる国（又はその国のあるセクター）について、Directive 95/46/EC の第 25 条(6)項（又はこれに優先する規定条項）に基づき、肯定的な十分性認定をした場合、又は(ii) Directive 95/46/EC（又はこれに優先する規定条項）がかかる国に直接適用可能になった場合、いずれの当事者も、本契約条項を解除することができる。
- d) 両当事者は、本契約条項が終了しても（その終了の時期、状況及び理由を一切問わない。ただし、第 VI 条(c)項に基づく解除を除く。）、両当事者は、移転された個人データの処理に関する本条項に基づく義務及び／又は条件を免除されないことに同意する。

VII. 本契約条項の変更

両当事者は、本契約条項を修正することはできない。ただし、付属書類 B に記載された情報の更新を除く（この場合、両当事者は、必要に応じて当局に通知を行う。）。これに際しては、両当事者が必要に応じて商取引上の条項を追加することを妨げるものではない。

VIII. 移転の説明

移転及び個人データの詳細は、付属書類 B で特定される。両当事者は、付属書類 B に、第三者に開示してはならない企業秘密情報（ただし、法律上要求される場合、権限を有する規制機関もしくは政府機関に対して開示する場合、又は第 I 条(e)項に基づき要請される場合を除く。）が含まれる可能性があることを認める。両当事者は、追加的な移転を対象に含めるに際しては、新たな付属書類の締結を行うものとする（当該付属書類は、必要に応じ、当局に提出する。）。この方法に代えて、複数の移転が対象に含まれるように付属書類 B を作成することもできる。

JETRO 調査レポート

「標準的契約条項 (Standard Contractual Clauses; SCC) (欧州委員会資料の仮訳) (2018年3月)」

日付 :

データ輸入者

データ輸出者

.....

.....

.....

.....

付属書類A

データ処理方針

1. 目的の限定：個人データの処理及びその後の使用もしくは提供は、本契約条項の付属書類 B に記載された目的又はその後データ主体に許可された目的のためにのみ行うことができる。
2. データの質及び均衡：個人データは、正確でなければならず、また、必要に応じて、最新でなければならない。個人データは、その移転及び処理が行われる目的において、適切性及び関連性を有していなければならない。
3. 透明性：データ主体に対して、公平な処理を徹底するために必要な情報（処理の目的に関する情報及び移転に関する情報等）を提供しなければならない。ただし、かかる情報が、既にデータ輸出者により提供されている場合は、この限りではない。
4. セキュリティ及び秘密保持：データ管理者は、処理により引き起こされるリスク（偶発的もしくは違法な破壊、偶発的な喪失、変更、不当な開示もしくはアクセス等）に対し、適切な技術的及び組織的セキュリティ対策を講じなければならない。データ管理者の権限に基づき行為する一切の者（処理者を含む。）は、データ管理者の指示に基づく場合を除き、データの処理を行ってはならない。
5. データへのアクセス権、データの修正、削除及び異議に関する権利：データ主体は、Directive 95/46/EC の第 12 条に規定されるとおり、直接的又は第三者を介して、組織が保有する当該データ主体に関する個人情報の提供を受けるものとする。ただし、要請の不合理な間隔、要請の回数、反復性もしくは規則性に照らして、その要請が明らかに権利の濫用である場合、又はデータ輸出者の国の法律においてアクセス権を付与する必要がない場合を除く。当局から事前の承認を受けている場合であり、データ輸入者又はデータ輸入者と取引を行うその他の組織の利益が著しく害されるおそれがあり、かつデータ主体の基本的権利及び自由の利益がかかる利益を上回らないときも、アクセスを付与する必要はない。個人データの情報は、合理的な努力により特定することができない場合、又は本人以外の人の権利が侵害される場合は、特定する必要はない。データ主体は、自身に関する個人情報が不正確である場合、又は本方針に反して処理されている場合、個人情報を修正、改変又は削除させることができるものとする。かかる要請の正当性を疑うべきやむを得ない根拠が存在する場合、当該組織は、修正、改変又は削除を行う前に、更なる弁明を求めることができる。当該データの開示を受けていた第三者に対し、修正、改変又は削除の通知を行うことは、それが不相当な労力を要する場合は不要である。また、データ主体は、自身の特定の状況に関してやむを得ない正当な根拠が存在する場合は、自身に関連するデータの処理に異議を申し立てることができるものとする。一切の拒否に関する立証責任は、データ輸入者が負うものとし、データ主体は、いつでも当局に拒否に対する異議を申し立てることができる。
6. センシティブ・データ：データ輸入者は、第 II 条に基づく義務に基づき、センシティブ・データの保護に必要な追加的な措置（例：セキュリティに関する措置）を講じるものとする。
7. マーケティング目的で使用されるデータ：ダイレクト・マーケティングの目的でデータが処理される場合、データ主体がかかる目的でのデータ使用から随時「オプトアウト」することを可能にする、効果的な手続きが存在している必要がある。
8. 自動化された決定：本条において、「自動化された決定」とは、データ輸出者又はデータ輸入者による、データ主体に関する法的効果を生じさせる決定又はデータ主体に著しい影響を与える決定であり、業績成績、信用性、信頼性、行動といった個人の特定の側面を評価するために、自動化された処理のみに基づいているものを意味する。データ輸入者は、以下の場合を除き、データ主体に関して自動化された決定を行ってはならない。
 - a)
 - i. かかる決定が、データ主体との契約締結又はかかる契約の履行に際して、データ輸入者によって行われる場合であり、かつ、
 - ii. データ主体が、自動化された決定の結果について、かかる決定を行う当事者の代表と協議する機会、又は上記当事者に対して表明を行うその他の機会が付与されている場合。又は
 - b) その他、データ輸出者の法令に規定されている場合。

付属書類B

移転の詳細

(両当事者が全項目に記入すること。)

データ主体

移転される個人データは、以下のカテゴリーのデータ主体に関するものである：

.....
.....
.....

移転の目的

移転は、以下の目的で行われる：

.....
.....
.....

データのカテゴリー

移転される個人データは、以下のカテゴリーのデータに関するものである：

.....
.....
.....

受領者

移転される個人データは、以下のカテゴリーの受領者に限り、開示することができる：

.....
.....
.....

センシティブ・データ (該当する場合)

移転される個人データは、以下のカテゴリーのセンシティブ・データに関するものである。

.....
.....
.....

データ輸出者のデータ保護登録情報 (該当する場合)

.....
.....
.....

その他の参考情報 (保管の上限及びその他関連情報)

.....
.....
.....

データ保護に関する質問の担当窓口

データ輸入者

.....

データ輸出者

.....

.....
.....

.....
.....

取引上の条項例 (任意)

データ輸出者とデータ輸入者間の補償:

「両当事者は、自身が本条項に違反したことにより相手方に生じた費用、料金、損害、支出又は損失について、相互に相手方を補償し、これに損害を与えないことを補償する。本契約条項に基づく補償は、以下を条件とする。(a)補償を受ける当事者(以下「被補償当事者」という。)が、請求について、他方当事者(以下「補償当事者」という。)に対してすみやかに通知すること、(b)補償当事者は単独で、かかる請求に対する抗弁及び解決を管理すること、(c)かかる請求に対する抗弁において、被補償当事者が補償当事者に対し、合理的な協力及び支援を提供すること。」

データ輸出者とデータ輸入者間の紛争解決 (当然に両当事者は、別の紛争解決条項又は裁判管轄条項で代替することもできる) :

「申し立てが行われた本契約条項違反について、データ輸入者とデータ輸出者との間で紛争が生じた場合、かかる紛争は、国際商業会議所の仲裁規則に基づき、同ルールに基づき選任された1名又は複数の仲裁人によって最終的に解決される。仲裁地は [] とする。仲裁人の人数は [] 名とする。」

費用分担:

「各当事者は、本契約条項に基づく自身の義務を、自身の費用負担で履行するものとする。」

追加的な解除条項

「本契約条項が解除された場合、データ輸入者は、本契約条項の対象となる全ての個人データ及びその全てのコピーをただちにデータ輸出者に返却しなければならず、又は、データ輸出者の選択に応じ、個人データの全てのコピーを破棄し、データ輸出者に対して破棄を行った旨を証明する。ただし、国の法令又は地方の規制当局により、データ輸入者が上記データの全部又は一部の破棄又は返却することが防止されている場合を除く。この場合、当該データは、秘密として保持され、いかなる目的でも積極的に処理されない。データ輸入者は、データ輸出者から要請された場合、上記が履行されていることの確認のため、合理的な通知を受けた上で、営業時間内に、データ輸出者又は検査機関(データ輸出者が選定し、かつデータ輸入者が合理的に異議申し立てを行わない者)に、データ輸入者の施設への立入りを認めることに同意する。」